

第6期下川町障がい福祉計画  
第2期下川町障がい児福祉計画

令和3年3月

下 川 町

# 目 次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画の対象 .....	2
第2章 障がいのある人を取り巻く状況 .....	3
1 手帳所持者数 .....	3
(1) 身体障がい .....	3
(2) 知的障がい .....	4
(3) 精神障がい .....	4
第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 .....	5
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について .....	5
(1) 計画の概要 .....	5
(2) 計画推進の基本方針 .....	5
2 障がい福祉サービス体系について .....	7
3 サービス利用状況について .....	8
(1) 障がい福祉サービス .....	8
(2) 地域生活支援事業 .....	11
(3) 障がい児支援 .....	11
4 サービス利用計画について .....	15
(1) 障がい福祉サービス .....	15
(2) 地域生活支援事業 .....	16
(3) 障がい児支援 .....	18

## 計画における「障がい」の標記

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある方もない方も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、法令用語等を除き「障害」の表記から「障がい」の表記に変更しています。

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の趣旨

下川町では、障がいをもつ人を取り巻く環境の変化に的確な対応を図るため、障害者基本法に基づき、障がいをもつ人に関わる障がい者福祉を計画的、総合的に推進するために下川町障がい者計画を策定しています。

また、平成18年の障害者自立支援法の施行により、障がい者計画の中の生活支援に関する事項の実施計画として、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定める市町村障がい福祉計画の策定が義務付けられました。

その後、国においては障がいのある人に関わる様々な制度改革に向けた検討が進められ、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめ障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。また、平成28年4月には、「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、平成30年4月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部の改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう、生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られました。

これを受けて町は計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保方策を定めるため、これまでの進捗状況を踏まえ、**「第6期下川町障がい福祉計画」**を策定し、障がい者が生きがいのある生活の実現を目指す施策を定めるものです。

また、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、児童福祉法で計画策定が義務づけられている**「第2期下川町障がい児福祉計画」**を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障がい福祉サービス等のサービス量の見込み及びその確保の方策を定める「市町村障がい福祉計画」さらに、児童福祉法第33条の20に基づき、国の基本指針に即して策定する障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画「市町村障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

### 障がい福祉計画

#### ○障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

### 障がい児福祉計画

#### ○児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

## 3 計画の期間

障がい福祉計画並び及び障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針において3年と定められているため、計画期間は、令和3年4月から令和6年3月までの3年間とします。

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第3期障がい者計画	第4期障がい者計画				
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

## 4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### 1 手帳所持者数

#### (1) 身体障がい

身体障害者手帳所持者数は減少の傾向にありますが、年間約8人程度が新規取得をしています。

令和2年度12月末で201人、そのうち肢体不自由が過半数以上で最も多く、次いで心臓機能障がいや聴覚障がい、膀胱・直腸機能障がいといった内部障がいが続いています。

重度者(1・2級)は66人(32.8%)を占める一方、3・4級は103人(51.3%)、5・6級は32人(約15.9%)となっています。

年齢構成は、65歳以上が165人であり、65歳未満の人は36人となっています。

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
18歳未満	1人	0人	1人
18歳～64歳	31人	34人	35人
65歳以上	184人	175人	165人
計	216人	209人	201人

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
1級	52人	53人	46人
2級	27人	25人	20人
3級	40人	39人	43人
4級	63人	61人	60人
5級	16人	14人	13人
6級	18人	17人	19人
計	216人	209人	201人

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度
視覚障がい	7人	8人	7人
聴覚障がい	26人	23人	26人
音声・言語・ そしゃく機能障がい	3人	3人	3人
肢体不自由	126人	119人	105人
心臓機能障がい	29人	29人	31人
腎臓機能障がい	8人	10人	10人
呼吸器機能障がい	0人	1人	2人
膀胱・直腸機能障がい	15人	14人	16人
その他	2人	2人	1人
計	216人	209人	201人

## (2) 知的障がい

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年度12月末では74人となっています。

手帳の程度はA判定が45人、B判定で29人となっており。年齢構成は、18歳以上が66人で、18歳未満は8人となっています。

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区 分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
18歳未満	9人	10人	8人
18歳以上	61人	61人	66人
計	70人	71人	74人

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区 分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
A	45人	45人	45人
B	25人	26人	29人
計	70人	71人	74人

## (3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばい傾向にあり、令和2年度12月末では17人となっています。等級は1級が1人で、2級が7人で、3級が9人です。年齢構成は、18歳以上が14人で、18歳未満は3人となっており18歳未満が年々増加しています。

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区 分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
18歳未満	0人	1人	3人
18歳以上	15人	13人	14人
計	15人	14人	17人

(各年度3月31日現在・令和2年度のみ12月31日現在)

区 分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
1 級	0人	1人	1人
2 級	9人	8人	7人
3 級	6人	5人	9人
計	15人	14人	17人

### 第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

#### 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

##### (1) 計画の概要

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「下川町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」と位置づけます。

国の基本指針や北海道の「北海道障がい福祉計画」等を踏まえ、令和5年度までの数値目標を設定するとともに、サービスごとの見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

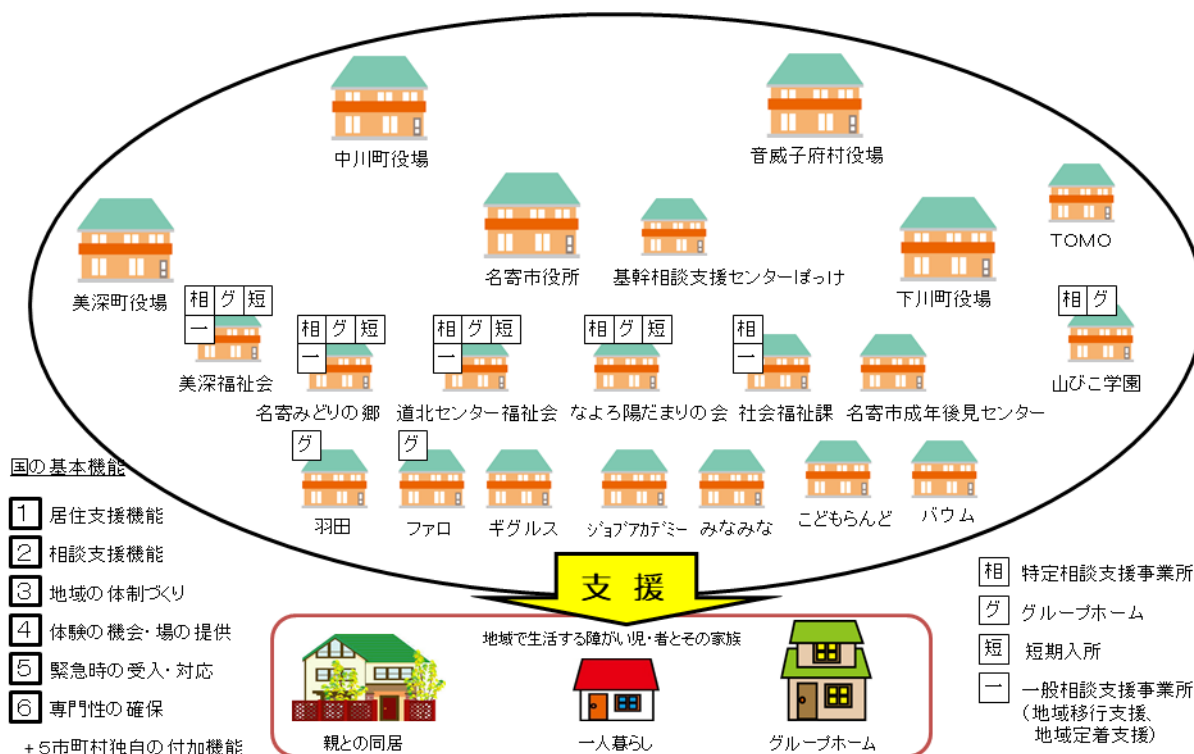
##### (2) 計画推進の基本方針

###### ① 地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がいのある子どもや障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、下川町・名寄市・美深町・中川町・音威子府村の5市町村による様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み（地域生活支援拠点）を整備していきます。

#### 5市町村の地域生活支援拠点の整備のイメージ

・各市町村と福祉施設・関係機関と協議しながら、拠点に求められる機能や各機関の役割について明確にし、各資源を有機的に結びつけるながら、効率的・効果的な地域生活支援体制の整備を図る



#### 地域生活支援拠点とは

障がい者の暮らしを支えるため、地域の関係機関が連携して、住まいの確保や住宅環境を提供したり、24時間の相談対応や緊急時の受け入れや医療機関への連携、自立生活を体験する機会などの提供、専門的な人材の確保・養成などを行います。

また、各市町村で不足している機能を圏域全体で補い、広域で整備していくこともできます。

② 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある一人ひとりのニーズに応じた障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を促進します。

③ 福祉施設から地域生活への移行促進

地域における居住の場としての広域でグループホームの利用促進を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の促進により利用者のニーズを勘案の上、福祉施設から地域生活への移行を進めます。

④ 権利擁護の推進

障がい者虐待の未然防止と、差別解消に取り組むなど、権利擁護を推進します。

⑤ 相談支援体制の整備

障がい者のサービス利用状態や、希望を勘案し一貫性を持った障がい福祉サービス等が提供されるよう総合的な支援を行います。

⑥ 情報提供の充実

各種の制度を障がい者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供に努めます。

⑦ 障がい児支援の充実

発達に心配のある子どもについては、その抱える課題を早期に発見し、適切な時期に療育につなげるとともに、成長段階に応じた一貫した支援を行っていきます。

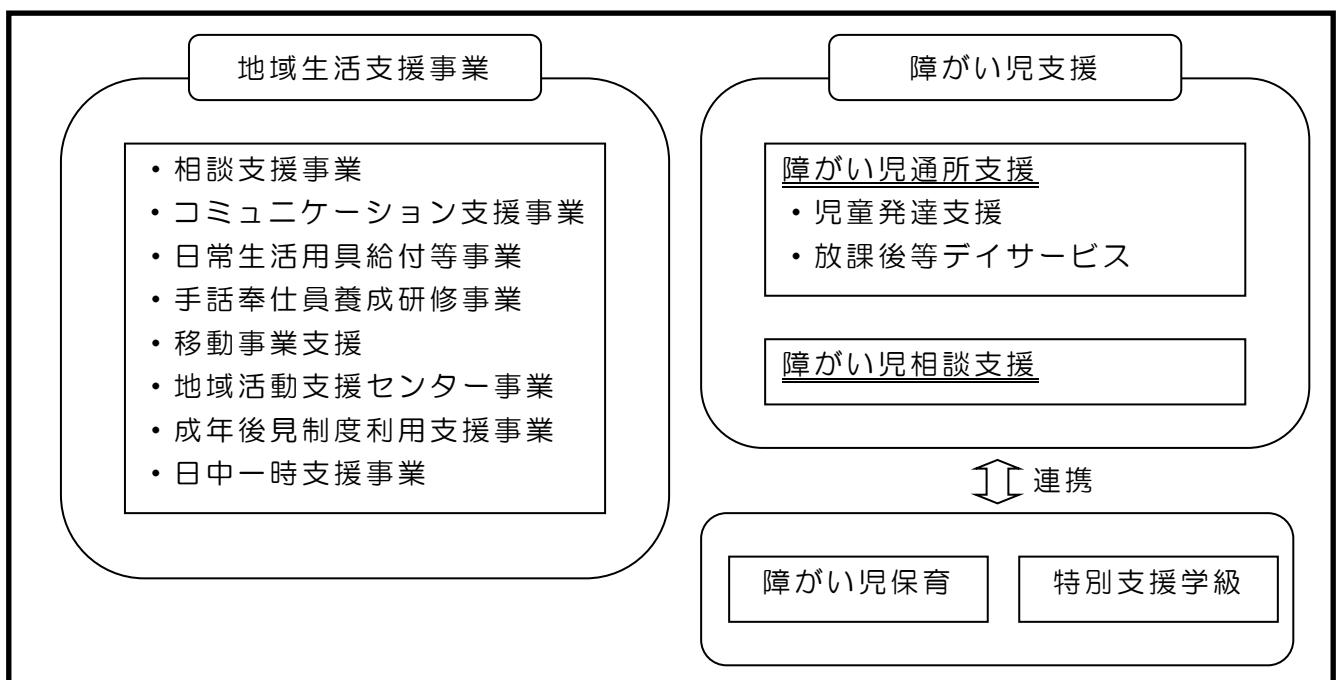
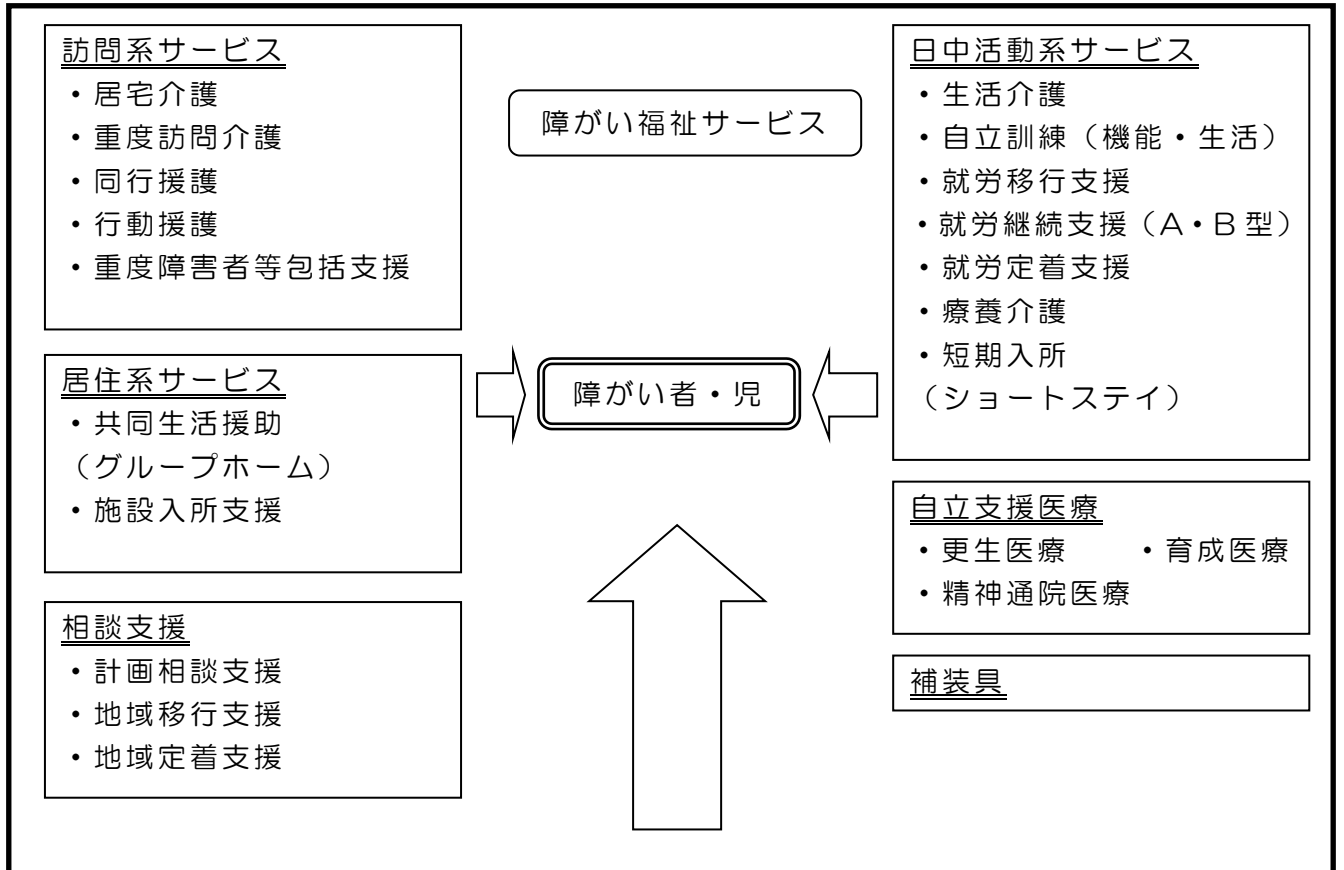
また、障がい児やその家族が抱える問題や不安、悩みを相談できる体制を充実させます。



## 2 障がい福祉サービス体系について

障害者総合支援法に基づくサービスの体系は、訪問系、日中活動系、居住系などの「障がい福祉サービス」と「地域生活支援事業」からなります。

地域生活支援事業については、サービス内容や利用者負担等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスであり、本町の障がい福祉施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを実施しています。



### 3 サービス利用状況について

#### (1) 障がい福祉サービス

##### ① 訪問系サービス

##### 【サービスの概要】

サービス名	サービス内容
居宅介護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護や調理、洗濯、掃除などの家事を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がい者で、常時介護を要する人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ・食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状況にある方、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい一時困難を有する方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

##### 【計画値と利用実績値】

(単位：上段時間/月 下段人数/月)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	15 1	8 1	15 1	8 1	15 1	8 1
重度訪問介護	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
同行援護	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
行動援護	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
重度障害者等包括支援	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

訪問系サービスは、居宅介護のみの利用であり、平成30年度から令和2年度は、利用者の転出により計画値より実績が減少となりました。

② 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人に、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい、精神障がいのある人に、食事や家事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【計画値と利用実績値】

(単位：人数/月)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	25	22	25	22	25	22
自立訓練 (機能訓練)	1	0	1	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	1	3	1	3	1	2
就労移行支援	0	0	2	0	2	0
就労継続支援	10	11	10	12	10	12
療養介護	2	2	2	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	5	1	5	2	5	1

日中活動系の利用実績は、生活介護・自立訓練（機能訓練）・就労移行支援・短期入所については、計画より実績が下回りました。

### ③ 居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

#### 【計画値と利用実績値】

(単位：人数/月)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助 (グループホーム)	9	13	9	13	9	14
施設入所支援	19	20	19	20	19	20

居住系サービスは、共同生活援助の新規利用が予定より多く、計画より増加しました。施設入所支援は、概ね計画通りの利用実績です。

### ④ 相談支援

#### 【サービスの概要】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所中または精神病院入院中の障がいのある人に、住居の確保、地域生活の準備や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

#### 【計画値と利用実績値】

(単位：人数/月)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	15	4	15	7	15	12
地域移行支援	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	1	0	1	0	1	0

計画相談支援は、計画より実績が下回っておりますが、モニタリングの増加により、実績は増加傾向にあります。

地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を広域で配置します。

【計画値と利用実績値】

(単位：箇所)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障がい者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	1	1	1

本事業におきましては、広域で事業所委託していることから、計画どおり推移しています。

② 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい等で判断が不十分な人について、成年後見制度の利用を支援するため、その費用の助成等を行います。

【計画値と利用実績値】

(単位：人数)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
成年後見制度利用支援事業	1	0	1	0	1	0

本事業の利用はなく計画を下回りました。

③ コミュニケーション支援事業

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
コミュニケーション支援事業	聴覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

## 【計画値と利用実績値】

(単位：人数)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
コミュニケーション支援事業	5	2	5	2	5	2

コミュニケーション支援事業は、計画より下回りました。

## ④ 日常生活用具給付等事業

## 【事業の概要】

サービス名	サービス内容
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

## 【計画値と利用実績値】

(単位：件数)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護・訓練支援用具	0	0	0	1	0	0
自立生活支援用具	1	0	1	0	1	0
在宅療養等支援用具	1	0	1	0	1	0
排泄管理支援用具	150	164	150	177	150	170
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	0	1	0	1	0

日常生活用具給付等事業は、ほぼ排泄管理支援用具（ストーマ装具）の利用者となっています。

## ⑤ 移動支援事業

## 【事業の概要】

サービス名	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などについて、外出のための支援を行います。

## 【計画値と利用実績値】

(単位：人数)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
移動支援事業	1	1	1	1	1	1

移動支援利用者は計画通り利用実績が推移しています。

⑥ 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

【計画値と利用実績値】

(単位：箇所)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域活動支援センター	1	1	1	1	1	1

本事業におきましては、広域で事業所委託していることから、計画どおり推移しています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成する研修を実施します。

【計画値と利用実績値】

(単位：人数)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話奉仕員養成研修事業	1	1	1	0	1	0

本事業におきましては、広域で事業を実施しており、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。

⑧ 日中一時支援事業

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な軽減を図ります。

【計画値と利用実績値】

(単位：人数)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業	1	1	1	1	1	1

日中一時支援利用者は計画通り利用実績が推移しています。

(3) 障がい児支援

① 障がい児通所支援

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がい等のある就学前の児童に対し、日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	障がい等のある就学している児童に対して、放課後や学校休業中において、生活能力向上のための訓練等を実施します。

【計画値と利用実績値】

(単位：上段人数/月 下段日数/月)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	2	2	2	2	2	3
	10	3	10	2	10	5
放課後等デイサービス	5	8	5	8	7	5
	50	18	50	22	70	13

障がい児通所支援の利用実績は、児童発達支援利用者は計画通り推移しています。放課後等デイサービス利用者は、新規の利用者が増加傾向にありますが、学校卒業に伴い減少しました。

② 障がい児相談支援

【事業の概要】

サービス名	サービス内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての児童を対象に、心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、障がい児支援利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。

【計画値と利用実績値】

(単位：人数/月)

サービス名	平成30年度		令和1年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障がい児相談支援	5	2	5	3	5	3

障がい児相談支援は、計画より実績が下回っておりますが、モニタリングの増加により、実績は増加傾向にあります。



#### 4 サービス利用計画について

##### (1) 障がい福祉サービス

###### ① 訪問系サービス

【計画値】

(単位：上段時間/月 下段人数/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	15 2	15 2	15 2
重度訪問介護	0 0	0 0	0 0
同行援護	0 0	0 0	0 0
行動援護	0 0	0 0	0 0
重度障害者等包括 支援	0 0	0 0	0 0

##### ■ 訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスは、日常生活を営むのに支障がある障がいのある方の居宅生活を支えるのに大変重要なサービスとなります。そのため、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、サービスに関する周知・啓発を進め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、努めます。

###### ② 日中活動系サービス

【計画値】

(単位：人数/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	23	23	23
自立訓練 (機能訓練)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	1	1	1
就労移行支援	1	1	1
就労継続支援	13	13	13
療養介護	2	2	2
短期入所 (ショートステイ)	5	5	5

##### ■ 日中活動系サービスの見込量確保の方策

日中活動系サービスでは、可能な限り利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、近隣市並びに近隣事業者との調整に努めながら、サービス提供

体制を確立していきます。また、就労機会の拡充に向け、関係機関と連携しながら、就労支援の強化に努めます。

### ③ 居住系サービス

【計画値】

(単位：人数/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	15	15	15
施設入所支援	20	20	20

#### ■ 居住系サービスの見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、入所施設・精神科病院からの地域移行や、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであり、利用者が増加傾向にあることから、今後も確保に向けて取り組んでいく必要があります。北海道並びに近隣市とも十分に連携を図りながら、サービス量の確保に努めます。

施設入所については、国の指針では、施設入所者数を減らしグループホームや在宅での地域生活移行を推進していますが、施設入所の支援を受けなければ生活できない利用者もいることから、利用者の実情に沿ったサービスを継続していきます。

### ④ 相談支援

【計画値】

(単位：人数/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	9	9	9
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

#### ■ 相談支援の見込量確保の方策

利用者の意向や心身の状況等を踏まえ、一人ひとりに応じたサービス利用計画等の作成を円滑に行えるよう、相談支援専門員の育成や、サービス提供事業所との連携のもとに、必要な情報提供や利用者のニーズに対応していきます。

## (2) 地域生活支援事業

### ① 相談支援事業

【計画値】

(単位：箇所)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1

② 成年後見制度利用支援事業

【計画値】

(単位：人数/年)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

③ コミュニケーション支援事業

【計画値】

(単位：人数/年)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニケーション支援事業	3	3	3

④ 日常生活用具給付等事業

【計画値】

(単位：件数/年)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	1	1
排泄管理支援用具	150	150	150
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

⑤ 移動支援事業

【計画値】

(単位：人数/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	1	1	1

⑥ 地域活動支援センター事業

【計画値】

(単位：箇所)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	1	1	1

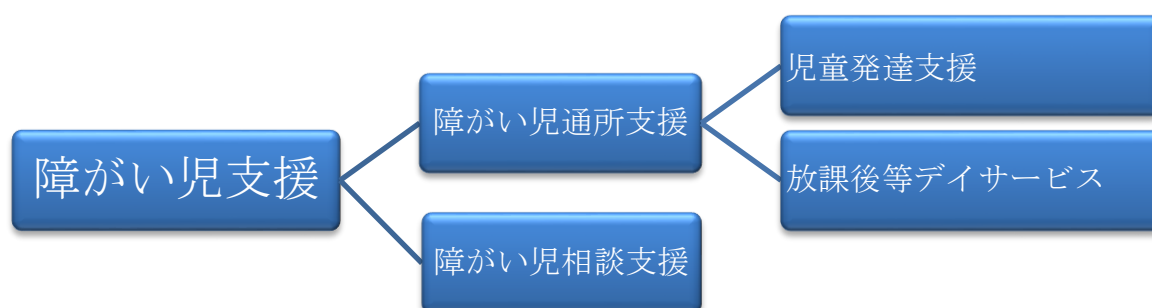
■地域生活支援事業における見込み量の確保の方策

地域生活支援事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、積極的な実施に努めます。

また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、サービスの種類や内容に関する情報提供に努め、障がいのある方の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

(3) 障がい児支援

障がい児支援サービスは、児童発達支援、放課後等デイサービスが含まれる障がい児通所支援と、障がい児相談支援で構成されています。



① 障がい児通所支援

【計画値】

(単位：上段人数/月 下段日数/月)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	3	3	3
	12	12	12
放課後等デイサービス	5	5	5
	15	15	15

■障がい児通所支援における見込み量の確保の方策

児童発達支援では、関係機関、サービス提供事業者と連携し、実施体制の確保を図ります。

放課後等デイサービスでは、サービス提供事業者と連携し、児童発達支援からの円滑な移行を支援し、サービス実施体制の確保を図ります。

② 障がい児相談支援

【計画値】

(単位：人数)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児相談支援	2	2	2

■障がい児相談支援における見込み量の確保の方策

障がい児相談支援では、障がいのある児童一人ひとりに応じたケアマネジメントの仕組みづくりを進めるとともに、サービス提供事業所と連携し、ニーズに対応できる体制整備を図ります。